

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

指摘事項	当初措置状況 (4年度)	令和4年度の措置状況	担当課	
<p>【意見51】(報告書130～131ページ)</p>	<p>現状の土地の活用方法の是非を全庁で継続的に検討すべき [事実]施設番号 13002 施設名称 鍋屋田駐車場 (以下省略) [意見] 長野市中心市街地の地価の高い土地であるが、2003年9月に取得してから18年以上経過しており、現状の駐車場としての活用方法が最善かどうか、他の部局での活用ができないか等、全庁的な観点から継続的に有効な活用方法を検討すべきである。</p>	<p>現状の土地の活用方法について、全庁的な観点から有効な活用方法について継続的に検討していく。</p>	<p>令和4年6月24日付けで庁内あてに利活用についての意向調査を実施したが、利活用の意向がなかったため、当面は駐車場として活用していくことが、有効な活用方法と判断した。なお、今後も定期的(2～3年ごと)に全庁的な利活用の意向調査を実施していく。</p>	<p>市街地整備課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度	包括外部監査分	(長野市長分)		
指摘事項		当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課
【意見6】(報告書27～28ページ)	<p>「新規整備の抑制」の基本方針の実効性を担保する取組みを行うべき 〔事実〕省略 〔意見〕 今後施設の集約化・複合化やこれに伴う建替が発生することが想定されるが、全庁的な観点での施設の適正配置や既存施設の長寿命化や有効活用を図る必要がある。また、公共施設マネジメントによる対策実行後においても公共施設の改修・更新費用が2030年度までの10年間で1,607億円見込まれる等、長野市の財政状況の悪化は避けられない見通しである。</p> <p>そのため、「新規整備の抑制」という基本方針の実効性を担保するために以下の取組みを行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新規整備の抑制」という基本方針を、より具体化したガイドラインを整備すべきである。 ・「新規整備は原則として行わない」としている他の地方公共団体もあることから、令和3年10月の長野市財政推計の今後の課題にも明記されているとおり長野市としても「原則、新たな施設整備には着手せず」という方針を明確化すべきである。 ・例外として新規施設整備を行う場合として、「単独目的の用に供する新規施設整備ではないこと」、「複数の施設を集約化・複合化するために行う新規施設整備であること」、「中長期の定量的な費用対効果の検証の結果、将来世代に負担を先送りすることにはならない施設であること」、「中長期の定量的な費用対効果の検証の結果、次世代の住民の福祉の増進を図るために必要不可欠な施設であること」等のように、公共施設マネジメントの基本理念に基づき例外が認められる条件をより明確化すべきである。 ・新規施設整備を行うかどうかは、将来世代を含む住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、長野市の行政内部において中長期の費用対効果を定量的に検証することは当然のこととして、議会や市民への情報提供等を行いつつ、理解を得ながら進めることが何よりも重要であるため、例外として新規施設整備を行う場合には、中長期における費用対効果の定量的な検証結果や将来世代を含む住民の福祉にとって必要不可欠である根拠等の対外的な情報公開を徹底すべきである。 	<p>新規整備については、既存施設における公共施設マネジメントとは別の角度からの検討が必要であり、政策的な判断を踏まえ、決定していくものと考えている。</p> <p>新規整備を行う場合は、他の既存施設にどのような影響があるかといった点などに考慮しつつ、全体のバランスを見ながら総合的に判断している。</p> <p>こうした点を踏まえ、将来的にガイドラインとしてまとめられるよう検討していく。</p>	<p>本市の公共施設マネジメントでは、既存の公共施設を計画的に長寿命化し、将来の一時的な更新費用の集中を避けつつ、さらに更新する施設総量を現在より概ね20%抑制することを目標に取り組みすることとしている。</p> <p>このため、基本的には本市がこれまで整備した行政分野の施設の更新を原則としており、新規整備については、これまでとは異なる新たな行政分野での施設整備に限られるものであり、その施設整備を要するだけの市民ニーズあるいは行政ニーズを捉えた上で政策的に判断すべきものと考えている。</p> <p>したがって、現時点では対象となる分野が明確でない新規施設整備に関しガイドラインを定める必要は乏しく、ガイドラインの整備は行わない。</p> <p>なお、既存施設の更新整備に当たっては、これまででも将来的な需要を定量的な測定や、費用対効果を検証した上で判断することを基本とすべきと考えており、可能な限り情報は市民に開示していることから、この点について明文化するよう取扱いを改める。</p>	公共施設マネジメント推進課
【意見14】(報告書36ページ)	<p>中山間地域の未利用財産の売却価格の算定方法を見直すべきである 〔事実〕省略 〔意見〕 中山間地域の未利用財産の売却価格の算定にまで、費用と時間がかかる不動産鑑定評価の取得を求めることは、事務の効率的執行の観点からやや過剰な対応とも考えられることから、中山間地域の未利用財産については、面積の条件を緩和し価格補正を行う等、事務の効率的執行の観点から売却価格の算定に関するガイドラインや内規の見直しを検討すべきである。</p>	<p>不動産鑑定評価が原則であるが、今後、中山間地域については、費用対効果や優先順位を勘案した上で、見直しを研究していく。</p>	<p>中山間地域に限らず耐用年数が経過した建物の売却価格算定にあたっては、鑑定評価によらない評価基準(事務内規)を作成し、事務の効率化を図った。</p>	管財課
【意見18】(報告書40ページ)	<p>全庁的に公有財産台帳で未利用財産の管理を行える体制を整備すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 公共施設マネジメントの「個別施設計画」の実施に伴い、今後は、未利用財産の増加が見込まれることから、未利用地等有効活用検討委員会の検討対象になるかどうかに関わらず未利用の土地や建物について、公有財産台帳において以下方法等でフラグを付すことを検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、土地については、未利用地等有効活用検討委員会の対象外のフラグを別途設け、「未利用(委員会対象外)」や「未利用かつ売却可能資産(委員会対象外)」等のフラグを付す ・例えば、建物についても、「資産状況フラグ」等の現在使用していない入力欄を利用して、「未利用」や「未利用かつ売却可能資産」等の土地と同様のフラグを付す <p>また、現状では、土地のフラグは、管財課担当者が公有財産台帳に入力し、主に管財課で当該情報を活用しているが、今後は、各財産所管課において長野市全体の未利用財産の把握を行える体制の整備を管財課として推進すべきである。</p>	<p>普通財産へ用途廃止する際には、財産所管課において、「未利用」、「売却可能資産」、「未利用かつ売却可能資産」までの判断を促し、一定規模以上の物件についてフラグを付すなど公有財産台帳へ反映させるように検討していく。(4総第332号R4.7.14)</p>	<p>公有財産台帳上に「未利用」、「売却可能資産」、「未利用かつ売却可能資産」のフラグは付してはいるものの、担当課でその情報を確認することは現実的に困難であり、「未利用」、「売却可能資産」、「未利用かつ売却可能資産」などの対象施設が長野市内のどこにあるのか把握するためには、GIS上に表示させることが有効な手段であると考えている。</p> <p>管財課では、全庁に用途廃止調査を行い、その結果を「未利用物件一覧」として物件概要をまとめ、一元的に管理する体制を整備した。</p> <p>また、一覧は全庁に公開しており、GIS上にリンクしているため、位置を確認することも可能にした。</p>	管財課

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度 包括外部監査分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>【指摘1】(報告書41～42ページ)</p> <p>所管課未特定の市街地の土地等は、早期に所管や活用状況を確認すべき 〔事実〕省略 〔指摘〕 長野市財務規則第134条においても原則として公有財産の所管課の特定が求められており、土地に関して長期間にわたり「所管課未特定」の状態が継続すると、公有財産の管理及び処分の責任の所在が曖昧となり、公有財産の管理及び処分が適切になされないおそれがあり問題である。 一方で、「所管課未特定」の土地の件数が多いことから、一度に所管課を特定できない状況にあることも止むを得ない面がある。 以上から、少なくとも「所管課未特定」の土地のなかまに含まれている市街地の土地等、優先して確認が必要な土地について、早期に所管課を特定して所管換えを行うべきである。 また、所管課を特定する際に土地が有効活用されているかどうかについても確認を行うべきである。</p>	<p>所管課未特定の96%は山林・保安林・原野である。引き続き主管課の特定作業を行い、特に市街地の土地を優先し、所管課を特定していく。 なお、特に指摘のあった市街地の7箇所の所管課未特定地においては、今冬には特定させる方向で、登記簿を徴取し、現場の状況を踏まえ、該当の所管課と調整を進めていく。</p>	<p>指摘事項の7箇所のうち、5箇所については所管課を特定した。大字稲葉1419番2及び三輪9丁目65番1の2箇所については、調査を継続している。</p>	<p>管財課</p>
<p>【意見24】(報告書51～52ページ)</p> <p>公有財産台帳上の所管と管理運営上の所管の不整合について見直すべき 〔事実〕施設番号 3160 施設名称 信田小学校高野分校 (以下省略) 〔意見〕 施設自体の公有財産台帳上の所管と、行政目的の用途で使用している実際の所管に不整合が生じていることは、公有財産の管理の責任に関する所在が不明確となるおそれがあり問題である。長野市財務規則第142条に基づき、適時適切な所管換えを行うことで不整合が解消されるよう、教育委員会総務課、高齢者活躍支援課、家庭・地域学びの課の3者間で協議を行うべきである。</p>	<p>当該施設は国庫補助の対象となっており、廃止に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に沿った手続が必要となるため、現在の所管課である教育委員会総務課及び家庭地域学びの課と「公有財産の所管」と「管理運営の所管」の不整合について、見直しの方向で協議していく。</p>	<p>信田小学校高野分校の廃止に伴い、施設の後利用に係る地元要望に対応するため、公民館の分室及びひかがやきひろは信更として活用しているものであるが、利用者が少なく、公共施設等総合管理計画において廃止の方向性が示されている施設である。 当該施設は国庫補助の対象となっており、廃止又は所管換えにあたっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」を踏まえた対応が必要であることから、引き続き、施設管理の支障とならないよう教育委員会総務課で所管する。なお、期間が経過する令和21年度以降の当該施設の管理及び所管については、教育委員会総務課、家庭・地域学びの課及び高齢者活躍支援課の3課で検討していく。</p>	<p>高齢者活躍支援課</p>
<p>【意見26】(報告書54～55ページ)</p> <p>公有財産の分類を見直し、貸付けは適切な手続きをとるべきである 〔事実〕施設番号 1408 施設名称 豊野賛育会貸付地 (以下省略) 施設番号 5147 施設名称 豊野町ヘルパーステーション (以下省略) 〔意見〕 地方自治法第238条第4項では、公有財産について行政財産と普通財産に分類することが求められている。また、所有者以外の第三者が公有財産を使用する場合、行政財産については長野市財務規則第146条のとおり、行政財産使用許可の手続をとる必要がある。一方、普通財産については長野市財務規則第150条のとおり、貸付手続をとる必要がある。 改めて当該土地及び建物の使用実態を確認して、適切な財産分類としたうえで、適切な手続をとるべきである。</p>	<p>改めて公有財産の分類、貸付方法について社会福祉協議会・賛育会と三者で協議し、今後の方向性を協議していく。</p>	<p>建物の貸付の中で、行政財産と普通財産が混在していることから、土地の貸付方法を含め整理した上で、社会福祉協議会・賛育会と三者で、今後の方向性を協議していく。</p>	<p>高齢者活躍支援課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度 包括外部監査分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>【指摘4】(報告書56～57ページ)</p> <p>用途廃止及び普通財産への変更を検討すべき 〔事実〕施設番号 1490 施設名称 戸隠中央保育園 (以下省略)</p> <p>〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また、未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p>	<p>旧戸隠中央保育園跡地については、現在用途廃止及び普通財産への変更手続きの準備を進めているが、手続上必要となる公図が、まだ法務局で作成されていない状況である(既に地籍調査は済んでいる)。 今後、法務局で正式な公図ができ次第、普通財産への変更手続きを完了させる予定。 なお、今後の利活用のため、課題の整理をしている。</p>	<p>用途廃止及び普通財産への変更手続き上、必要となる公図(平成30年8月に実施した地籍測量結果)が、まだ法務局で作成(反映)されていない状況である旨を、令和4年8月23日に管財課の担当者に説明したところ「そのような理由であれば添付は不要」と回答を得たため、用途廃止調書を管財課に提出し、令和4年4月1日付で、用途廃止(普通財産)実施済。</p>	<p>保育・幼稚園課</p>
<p>【意見27】(報告書61～62ページ)</p> <p>長野市の方針に基づき早期の売却を目指すべきである 〔事実〕施設番号 15019 施設名称 若里産業用地 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 長野市産業団地事業は、企業が立地するための環境整備として産業用地等の取得や造成を行うとともに企業誘致の促進により、地域の産業集積や雇用創出を図ることを主な目的としているが、若里産業用地は、取得時から現在に至るまで駐車場としての貸付けが継続しており当該目的に沿った活用がなされていない。 長野市産業団地事業経営戦略の売却方針に基づき、早期の売却を目指すべきである。</p>	<p>産業用地として活用するため用地整備等の現状確認を行うとともに、市産業団地経営戦略の売却方針に基づき、早期の売却を検討する。</p>	<p>貸付先に対し、令和6年度以降事業用地として利用を予定している旨を伝達したところ、使用継続の依頼があったため、対応を検討。 貸付先団体による利用が、当市の保健医療行政に貢献していることを考慮し、当面貸し付けを継続する方針を決定。</p>	<p>商工労働課</p>
<p>【指摘9】(報告書64～65ページ)</p> <p>用途廃止及び普通財産への変更を検討すべき 〔事実〕施設番号 2143 施設名称 大峰城 (以下省略)</p> <p>〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また、未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用又は売却・解体のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p>	<p>利用者数の減少や老朽化のため平成19年12月から休館している。 本施設は市公共施設個別施設計画の今後の方針として、「現在休館中であり、老朽化のため用途廃止後に解体等を検討する。」としていることから、解体費用の確保等を含め検討を進めていく。</p>	<p>利用者数の減少や老朽化のため平成19年12月から休館している。 本施設は市公共施設個別施設計画の今後の方針として、「現在休館中であり、老朽化のため用途廃止後に解体等を検討する。」としており、国有地であることから、解体費用の確保等を含め検討している。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>【指摘10】(報告書66～67ページ)</p> <p>用途廃止及び普通財産への変更を検討すべき 〔事実〕施設番号 2101 施設名称 しなの山荘 (以下省略)</p> <p>〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また、未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用又は売却・解体のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p>	<p>利用者数の低迷及び施設の老朽化により、平成25年に建物を解体し、解体部分は用途廃止を行い普通財産とした。 解体当時、建物の他にもテニスコートやあずま屋があり、その部分については、引き続き利用を考えていたため用途廃止は行わなかったものであるが、現在は、テニスコート等も老朽化により使用不可能であることから、今年度中に用途廃止を行い普通財産とする。</p>	<p>テニスコートや四阿等の施設は、老朽化により使用不可能であることから、普通財産へ用途廃止済み。(令和4年度)</p>	<p>観光振興課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度 包括外部監査分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>【指摘11】(報告書70～71ページ) 用途廃止及び普通財産への変更を検討すべき 〔事実〕施設番号 2216 施設名称 鬼無里ふるさとの館 (以下省略) 〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用又は売却・解体のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p>	<p>平成26年の神代断層地震による建物の柱の歪みや壁の破損、地盤の亀裂、沈下などで使用ができなくなったことから、令和元年度に条例廃止したが、用途の変更手続きが遅れていたもので、令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とする。</p>	<p>鬼無里ふるさとの館解体工事が令和6年1月15日に竣工し、鬼無里ふるさとの館の場所は、更地に戻し、所有者へ返還した。</p>	<p>観光振興課 北部産業振興事務所</p>
<p>【指摘12】(報告書72～73ページ) 用途廃止及び普通財産への変更を検討すべき 〔事実〕施設番号 2096 施設名称 戸隠交流促進施設(炭焼施設) (以下省略) 〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の利活用又は売却・解体のための課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。</p>	<p>修学旅行の体験利用の減少や、施設の老朽化に加え、平成29年に土地所有者から用地返還の申し出があったことから、令和元年度に条例廃止したが、用途の変更手続きが遅れていたもので、令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とする。</p>	<p>戸隠交流促進施設(炭焼体験施設)解体工事が令和5年12月27日に竣工し、炭焼体験施設の場所は、更地に戻し、所有者へ返還した。</p>	<p>観光振興課 北部産業振興事務所</p>
<p>【指摘16】(報告書80～81ページ) 速やかに用途廃止を行い普通財産とすべきである 〔事実〕施設番号 3501 施設名称 保科温泉マレットゴルフ場 (以下省略) 〔指摘〕 当該施設は、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきである。</p>	<p>令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とする。</p>	<p>用途廃止し普通財産にして、令和5年12月1日付けで管財課へ所管替え完了</p>	<p>スポーツ課</p>
<p>【指摘17】(報告書81～82ページ) 用途廃止を行い借地の賃貸借契約解除に向けて貸主と協議を継続すべき 〔事実〕施設番号 3446 施設名称 小花見高原マレットゴルフ場 (以下省略) 〔指摘〕 視察結果から当初の目的での使用は不可能と考えられ、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきである。 また、当該土地は借地であることから土地の賃貸借契約解除に向けて貸主と協議を継続すべきである。</p>	<p>令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とし、引き続き土地の賃貸借契約解除に向けて、協議を継続する。</p>	<p>R6年度に原状回復工事を行い契約解除の予定であり、契約解除に併せて普通財産とする。</p>	<p>スポーツ課</p>
<p>【指摘18】(報告書83ページ) 速やかに用途廃止を行い普通財産とすべきである 〔事実〕施設番号 3510 施設名称 塩崎運動場 (以下省略) 〔指摘〕 当該施設は、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきである。</p>	<p>令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とする。</p>	<p>用途廃止し普通財産にして、令和5年12月1日付けで管財課へ所管替え完了</p>	<p>スポーツ課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度 包括外部監査分		(長野市長分)		
指摘事項		当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課
【指摘19】(報告書83～84ページ)	速やかに用途廃止を行い普通財産とすべきである 〔事実〕施設番号 3519 施設名称 牧島運動広場 (以下省略) 〔指摘〕 当該施設は、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきである。	令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とする。	利用実態は無いが、廃止については設置要望をした地元との調整が必要なため、調整後普通財産とする。	スポーツ課
【指摘20】(報告書84ページ)	速やかに用途廃止を行い普通財産とすべきである 〔事実〕施設番号 3497 施設名称 信州新町市民プール (以下省略) 〔指摘〕 当該施設は、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきである。	令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とする。また、跡地利用については、地域や庁内との協議、調整を行いながら検討する。	令和5管財課の未利用地調査結果では、利用要望課は無し。跡地利用の方針は保留となっており、方針が決まったところで普通財産とする。	スポーツ課
【意見29】(報告書85～86ページ)	用途廃止を検討し、跡地利用は長野市の方針を踏まえ慎重に検討すべき 〔事実〕施設番号 3503 施設名称 芹田市民プール (以下省略) 〔意見〕 当該施設は、地元と協議を行っている状況であるが、行政財産としての活用が見込まれる場合を除き、行政目的が終了した財産として速やかに用途廃止の検討を行うべきである。 また、跡地の活用については、下記の長野市の方針等を踏まえると新規施設整備を行う場合は、「複数の施設を集約化・複合化するために行う新規施設整備」、「中長期の定量的な費用対効果の検証の結果、将来世代に負担を先送りすることにはならない施設」、「中長期の定量的な費用対効果の検証の結果、次世代の住民の福祉の増進を図るために必要不可欠な施設」等に限定されるものと考えられるため、留意が必要である。	令和4年度中に用途廃止をするともに、跡地利用については、地域や庁内との協議、調整を行いながら検討する。	令和4.3.23、跡地利用について、区から公園設置要望は取り下げ。 今後の方針として、スポーツ課でプールを解体し、行政財産から普通財産にして、管財課へ所管替える。	スポーツ課
【指摘21】(報告書88～89ページ)	用途廃止を行い借地の賃貸借契約解除に向けて貸主と協議を開始すべき 〔事実〕施設番号 6038 施設名称 松原ゲートボール場 (以下省略) 〔指摘〕 視察結果から当初の目的での使用は不可能と考えられ、行政目的が終了した財産であり、速やかに用途廃止を行い、普通財産とすべきである。 また、当該土地は借地であることから土地の賃貸借契約解除に向けて貸主と協議を開始すべきである。	令和4年度中に用途廃止を行い普通財産とし、引き続き土地の賃貸借契約の解除に向けて、協議を開始する。	賃貸借契約を解除し、建築物の譲渡と併せて地権者へ土地を返還した。(令和5.6.30)	スポーツ課
【意見31】(報告書90ページ)	使用状況を踏まえ、行政サービス継続の是非を検討すべき 〔事実〕施設番号 16151 施設名称 小島田運動広場用地 (以下省略) 〔意見〕 長野市では、人口減少や少子高齢化が進み、今後も厳しい財政運営が続いていくことが想定される状況にあるため、小島田運動広場の使用状況を踏まえ、借地料を払ってまで行政サービスを継続すべきかどうかについて、長野市として検討すべきである。	使用状況の把握を行い、今後の運動場の継続については、地元や地主と協議しながら、判断していく。	引き続き、利用実態の把握に努めるとともに、今後の運動場の継続については、地元や地主と協議しながら、判断していく。	スポーツ課

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度 包括外部監査分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>【意見32】(報告書91ページ)</p> <p>使用状況を踏まえ、行政サービス継続の是非を検討すべき [事実]施設番号 3518 施設名称 浅川運動広場 (以下省略) [意見] 長野市では、人口減少や少子高齢化が進み、今後も厳しい財政運営が続いていくことが想定される状況にあるため、浅川運動広場の使用状況を踏まえ、借地料を払ってまで行政サービスを継続すべきかどうかについて、長野市として検討すべきである。</p>		<p>使用状況の把握を行い、今後の運動場の継続については、地元や地主と協議しながら、判断していく。</p>	<p>ゲートボール場としての利用はなし。契約解除に向けて地権者と協議を継続する。</p> <p>スポーツ課</p>
<p>【意見33】(報告書92ページ)</p> <p>権利関係が曖昧な土地につき可能な範囲で調査すべき [事実]施設番号 3453 施設名称 城山テニスコート (以下省略) [意見] 今後の城山公園再整備基本構想の方向性次第では、城山テニスコートの土地の権利関係の明確化が必要となる可能性があるため、借地である可能性が高い2筆について、可能な範囲で権利関係について調査を行うべきである。</p>	<p>令和4年度中に現状の権利関係について把握するための調査を開始する。</p>	<p>所有者の調査、事情聴取等を今後行っていく。</p>	<p>スポーツ課</p>
<p>【意見34】(報告書94～95ページ)</p> <p>利用率を高める施策を検討し、行政サービスを継続すべきか検討すべき [事実]施設番号 1890 施設名称 サラダパーク安庭 (以下省略) [意見] 地方財政法第8条では、市は財産を効率的・効果的に活用するとともに、適正な管理に努めることが求められている。個別施設計画においても「野菜等の栽培を通して食や農業への関心を高めるため、事後保全により施設を維持していく」とされており、未利用の区画について、利用率を高める具体的な施策を検討する必要がある。 また、長野市では、人口減少や少子高齢化が進み、今後も厳しい財政運営が続いていくことが想定される状況にあるため、当該施設の利用状況を踏まえ、借地料等のコストをかけてまで行政サービスを継続すべきかどうかについて、長野市として検討すべきである。</p>	<p>当該施設に近い地区内での利用者募集パンフレット回覧や市農業研修センターでの配布等により、利用促進を図った。 引き続き、利用率向上のための方策を講じていくとともに、今後の利用状況を見ながら、施設の在り方について検討していく。</p>	<p>農業研修センター受講生に募集チラシを配布することで利用促進を図った。 また、指定管理者(長野市農業公社)においても、駐車場やかん水施設を求める市民菜園等の申し込み者に対し安庭市民農園を紹介するなど利用促進を図っている。 今後も引き続き利用率向上のための方策を講じていく なお、当施設は市民の農業に対する理解を深め都市との交流の機会を創造するために必要なサービスと考えている。</p>	<p>農業政策課</p>
<p>【意見35】(報告書96～97ページ)</p> <p>利用率を高める施策を検討し、行政サービスを継続すべきか検討すべき [事実]施設番号 1908 施設名称 戸隠体験市民農園 (以下省略) [意見] 地方財政法第8条では、市は財産を効率的・効果的に活用するとともに、適正な管理に努めることが求められている。個別施設計画においても「野菜等の栽培を通して食や農業への関心を高めるため、事後保全により施設を維持していく」とされており、未利用の区画について、利用率を高める具体的な施策を検討する必要がある。 また、長野市では、人口減少や少子高齢化が進み、今後も厳しい財政運営が続いていくことが想定される状況にあるため、当該施設の利用状況を踏まえ、借地料等のコストをかけてまで行政サービスを継続すべきかどうかについて、長野市として検討すべきである。</p>	<p>令和2年度に利用のない区画を農園区域から除外し、施設規模を縮小した。 また、令和3年度から新たな指定管理者による運営となったことから、今後も利用率の増加に取り組みつつ、施設の在り方について検討していく。</p>	<p>指定管理者(とんくくりんファームとがくし)では、とんくくりん来訪者等に募集情報を提供するなど利用促進を図っている。 今後も引き続き利用率向上のための方策を講じていく。 なお、当施設は市民の農業に対する理解を深め都市との交流の機会を創造するために必要なサービスと考えている。</p>	<p>農業政策課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度	包括外部監査分	(長野市長分)	
指摘事項	当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>【指摘23】(報告書98～99ページ)</p> <p>用途廃止及び普通財産への変更を適時に行い、借地の返還を検討すべき 〔事実〕施設番号 1904 施設名称 大岡農園休憩施設 (以下省略)</p> <p>〔指摘〕 長野市財務規則第144条、及び長野市未利用財産有効活用ガイドラインでは、「財産所管課は、行政目的が終了した財産について、行政財産の用途を廃止し普通財産とすることを速やかに行うこと」とされている。また、未利用財産の網羅的把握の観点からも行政財産・普通財産の分類は重要である。したがって、今後の課題を整理するとともに、当該施設については用途廃止を行い、行政財産から普通財産とすることを検討すべきである。 また、当該土地は借地であるため、借地料が発生している観点からも、土地の返還についても速やかに検討する必要がある。</p>	<p>市公共施設個別施設計画では令和8年度から12年度を実施期間とした施設廃止、解体の方針が示されている。 今後、当方針を踏まえつつ、地権者や地元関係者等と協議し、課題を整理しながら、当該施設の在り方について検討していく。</p>	<p>市公共施設個別施設計画における施設廃止、解体の方針について、住自協役員及び地権者に概要を説明した。 今後、建物に関する地権者の意向(解体又は譲渡)を確認しながら、廃止に向けた地元調整等の具体的な方法やスケジュール等について検討していく。</p>	<p>農業政策課</p>
<p>【意見36】(報告書100～102ページ)</p> <p>利用率を高める施策を検討し、行政サービスを継続すべきか検討すべき 〔事実〕施設番号 1901 施設名称 大岡中ノ在家クラインガルテン (以下省略)</p> <p>〔意見〕 地方財政法第8条では、市は財産を効率的・効果的に活用するとともに、適正な管理に努めることが求められている。個別施設計画においても「野菜等の栽培を通して食や農業への関心を高めるため、また、交流人口の増加のために、事後保全により施設を維持していく」とされており、施設を維持するために、未利用の区画(特に農園のみの区画)について、利用率を増加させる具体的な施策を検討する必要がある。 また、長野市では、人口減少や少子高齢化が進み、今後も厳しい財政運営が続いていくことが想定される状況にあるため、当該施設の利用状況を踏まえ、借地料等のコストをかけてまで行政サービスを継続すべきかどうかについて、長野市として検討すべきである。</p>	<p>当該施設は、ラウベ(休憩小屋)付き区画と農園のみ区画がある。ラウベ付き区画は高い利用率で推移していることから、今後、農園のみ区画の利用率向上に繋がる貸出し方法等を模索しながら、施設の在り方を検討していく。</p>	<p>ラウベ付き区画の使用者に対し、農園の空き区画について情報提供し、追加で借りていただけないか打診するなど利用促進を図った。 引き続き利用率向上に繋がる貸出し方法等を模索していく。 なお、当該施設は市民の農業に対する理解を深め都市との交流の機会を創造するために必要なサービスと考えている。</p>	<p>農業政策課</p>
<p>【意見37】(報告書102～104ページ)</p> <p>菜園滞在施設について住宅課への所管換えを検討すべき 〔事実〕施設番号 1896 施設名称 中ノ在家菜園滞在施設 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 地方財政法第8条では、市は財産を効率的・効果的に活用するとともに、適正な管理に努めることが求められている。当該施設は農業に従事する人口を増やす目的という性格を有しているものの、生活のための施設であることを踏まえると、長野市の他の市営住宅と同様であると考えられる。そのため、長野市全体の市営住宅の今後の供給方針や管理戸数等を検討していく必要性を踏まえ、当該施設を住宅課へ所管換えして集約して管理することを検討することが望ましい。</p>	<p>当該施設は、令和3年度まで直営で管理していたが、令和4年4月から長野県住宅供給公社に管理業務を委託している。 菜園滞在施設の設置目的を考慮しながら、所管換えによる集約管理の影響や課題について整理していく。</p>	<p>当該施設に係る管理業務は、令和4年度に直営管理から、長野県住宅供給公社への委託に移行している。 引き続き、菜園滞在施設の設置目的を考慮しながら、所管換えによる集約管理の影響や課題について整理していく。</p>	<p>農業政策課</p>
<p>【意見38】(報告書104～105ページ)</p> <p>今後の方針に対する取組みの優先順位を再度検討すべき 〔事実〕施設番号 1906 施設名称 小田切農村環境改善センター (以下省略)</p> <p>〔意見〕 当該施設は老朽化しており、耐震性に懸念がある施設である。そのため、自然災害対策の観点から、個別施設計画で掲げている方針について、他の施設よりも優先的に取り組む必要があると考えられ、改めて優先順位の見直しをする必要があると考えられる。</p>	<p>当該施設は、年間を通じて地元住民等に利用されていることから、施設の現況や機能を見極めながら、優先順位見直しの検討を含め、引き続き庁内関係各所属や地元関係団体等と協議していく。</p>	<p>当該施設は、一部が消防団詰所として利用されており、また近接する小田切公民館に調理室がないことから通年で地元住民等に利用されている。 施設の現況や機能を見極めながら、優先順位見直しの検討を含め、引き続き庁内関係各所属や地元関係団体等と協議していく。</p>	<p>農業政策課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度 包括外部監査分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>【意見39】(報告書107～109ページ)</p> <p>用途廃止に関してすべての入居者と協議を開始すべきである 〔事実〕施設番号 2349 施設名称 市営住宅 上野ヶ丘団地 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 市営住宅上野ヶ丘団地は、既に長野市として用途を廃止し、建物を解体する方針を決定していることから、耐震補強が困難な11棟の入居者以外の入居者に対して、他の施設との優先順位を考慮しながらも可能な限り早期に事業計画の内容を説明し、住替えについて協議を開始すべきである。入居者の個別の事情を十分把握したうえで、適切に事業を進めるためには、時間をかけて用途廃止を進める必要があり、そのためにも入居者へ可能な限り早期に事業計画の説明を行い、住替えに関する協議を開始する必要がある。 また、既に6棟の建物は解体済みで更地となっているが、視察結果のとおり未利用となっている。更地となっている土地は、いずれも単独での活用や売却が困難な土地である。財政の平準化以外にも、以下の視点等から建物の解体に関して優先順位づけをしたうえで建物の解体を進めるべきである。 ・単独で活用できる土地であるか ・単独で売却できる土地であるか ・解体費用の抑制により最小の経費で建物解体できるか</p>	<p>耐震補強が困難な11棟の入居者以外の入居者に対して、令和4年度中に事業計画の説明を行い、住替えに関する協議を開始する予定である。 また、今後、建物の解体に当たっては、財政の平準化や単独での土地の活用や売却、解体費用の抑制ができるかの視点等による優先順位づけをした上で建物の解体を進める。 なお、団地の一部については、令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会において、売却(貸付)方針とすることと決定した。</p>	<p>耐震補強が困難な11棟の入居者以外の入居者に対して、令和4年度に事業計画の周知・説明を行い、住み替え移転を開始した。 上野ヶ丘団地全入居戸数39戸のうち11戸の移転が完了し、令和6年2月末時点で入居中は28戸である。 また、未利用地等有効活用検討委員会において、売却(貸付)方針とすることと決定した敷地北側の一部で単独での売却可能部分については、令和5年12月に一般競争入札で民間への売却が完了した。 残りの団地部分については、一括で譲渡する予定であるため、入居者が退去した団地から順次解体を進めている。</p>	<p>住宅課</p>
<p>【意見40】(報告書109～111ページ)</p> <p>1棟を除き未利用であるため早期に活用方針を決定すべき 〔事実〕施設番号 2351 施設名称 市営住宅 五明団地 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 市営住宅五明団地は、1棟を除き未利用の状況であるため、未利用地等有効活用検討委員会等で早期に活用方針を決定すべきである。 また、市営住宅五明団地は、住宅地に立地していることから、長野市の公共施設マネジメントの「新規整備の抑制」の基本方針を踏まえ、土地の売却の可能性について優先して検討すべきである。</p>	<p>令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会において、売却(貸付)方針とすることが決定した。 現在、残り1戸の入居者がいることから、引き続き移転交渉を行うとともに、土地の売却の可能性について検討していく。</p>	<p>令和4年12月に残り1戸の移転が終了し、全ての入居者の移転が完了した。 建物についても、令和4年度に全ての建物の解体が完了した。 令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会の売却(貸付)方針に基づき進めていくこととした。</p>	<p>住宅課</p>
<p>【意見41】(報告書112～113ページ)</p> <p>未利用であるため早期に活用方針を決定すべき 〔事実〕施設番号 2363 施設名称 市営住宅 屋地厚生団地 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 市営住宅屋地厚生団地は、未利用の状況であるため、未利用地等有効活用検討委員会等で早期に活用方針を決定すべきである。 また、長野市の公共施設マネジメントの「新規整備の抑制」の基本方針を踏まえ、土地の売却の可能性について優先して検討すべきである。</p>	<p>令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会において、売却(貸付)方針とすることが決定したため、売却に向けて、条件整備等を進めていく。(4総第332号R4.7.14)</p>	<p>令和5年1月に敷地の境界立会と測量を実施済みであり、令和6年3月末までに敷地内の建築物の解体を完了する予定である。 令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会の売却(貸付)方針に基づき進めていくこととした。</p>	<p>住宅課</p>
<p>【意見42】(報告書113～114ページ)</p> <p>未利用であるため早期に活用方針を決定すべき 〔事実〕施設番号 2365 施設名称 市営住宅 屋地引揚団地 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 市営住宅屋地厚生団地は、未利用の状況であるため、未利用地等有効活用検討委員会等で早期に活用方針を決定すべきである。 また、長野市の公共施設マネジメントの「新規整備の抑制」の基本方針を踏まえ、土地の売却の可能性について優先して検討すべきである。</p>	<p>令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会において、売却(貸付)方針とすることが決定したため、売却に向けて、条件整備等を進めていく。</p>	<p>令和5年1月に敷地の境界立会と測量を実施済みであり、令和6年3月末までに敷地内の建築物の解体を完了する予定である。 令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会の売却(貸付)方針に基づき進めていくこととした。</p>	<p>住宅課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度 包括外部監査分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>【意見43】(報告書115～116ページ)</p> <p>未利用であるため早期に活用方針を決定すべき</p> <p>〔事実〕施設番号 2364 施設名称 市営住宅 屋地団地 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 市営住宅屋地団地は、未利用の状況であるため、未利用地等有効活用検討委員会等で早期に活用方針を決定すべきである。 また、長野市の公共施設マネジメントの「新規整備の抑制」の基本方針を踏まえ、土地の売却の可能性について優先して検討すべきである。</p>	<p>令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会において、売却(貸付)方針とすることが決定したため、売却に向けて、条件整備等を進めていく。</p>	<p>令和5年1月に敷地の境界立会と測量を実施済みであり、令和6年1月に敷地内の公共施設について分筆処理を実施し、売却可能部分を確定した。 また、令和6年3月末までに敷地内の建築物の解体を完了する予定である。 令和4年2月開催の未利用地等有効活用検討委員会の売却(貸付)方針に基づき進めていくこととした。</p>	<p>住宅課</p>
<p>【意見44】(報告書116～118ページ)</p> <p>1棟を除き未利用であるため早期に活用方針を決定すべき</p> <p>〔事実〕施設番号 2369 施設名称 市営住宅 新諏訪団地 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 市営住宅新諏訪団地は、1棟を除き未利用の状況であるため、未利用地等有効活用検討委員会等で早期に活用方針を決定すべきである。</p>	<p>現在、残り1戸の入居者がいることから、引き続き、移転交渉を行うとともに、土地の売却の可能性について検討していく。</p>	<p>現在、残り1戸の入居者は、概ね1年以内に移転することとなった。 土地については国道406号線改良工事の計画地及び代替地として活用する予定である。</p>	<p>住宅課</p>
<p>【意見45】(報告書118～120ページ)</p> <p>用途廃止に関してすべての入居者と早期に協議を開始すべきである</p> <p>〔事実〕施設番号 2370 施設名称 市営住宅 日詰団地 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 市営住宅日詰団地は、既に長野市として用途を廃止し、建物を解体する方針を決定していることから、入居者に対して早期に事業計画の内容を説明し、住替えについて協議を開始すべきである。入居者の個別の事情を十分把握したうえで、適切に事業を進めるためには、時間をかけて用途廃止を進める必要がある。そのためにも入居者へ早期に事業計画の説明を行い、住替えに関する協議を早期に開始する必要がある。 また、既に3棟の建物は解体済みで更地となっているが、視察結果のとおり未利用となっている。更地となっている土地は、いずれも単独での活用や売却が困難な土地である。財政の平準化以外にも、以下の視点等から建物の解体に関して優先順位づけをしたうえで建物の解体を進めるべきである。 ・単独で活用できる土地であるか ・単独で売却できる土地であるか ・解体費用の抑制により最小の経費で建物解体できるか</p>	<p>入居者に対して、今年度中に事業計画の説明を行い、住替えに関する協議を開始する予定である。 また、今後、残りの建物の解体を進める上で、優先順位を含め、総合的に検討していく。</p>	<p>令和4年度から入居中の4戸と住み替え移転交渉を開始し、1戸の移転が完了し、令和6年3月末までに1戸が移転予定となっている。 また、解体後の未利用地については、地元区から出ている要望について関係各課の意向を踏まえながら、一部売却等の可能性も含めて総合的に進めていくこととした。</p>	<p>住宅課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度 包括外部監査分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>【意見46】(報告書121～123ページ)</p> <p>用途廃止に関してすべての入居者と早期に協議を開始すべきである 〔事実〕施設番号 2371 施設名称 市営住宅 日詰B団地 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 市営住宅日詰団地Bは、既に長野市として用途を廃止し、建物を解体する方針を決定していることから、入居者に対して早期に事業計画の内容を説明し、住替えについて協議を開始すべきである。入居者の個別の事情を十分把握したうえで、適切に事業を進めるためには、時間をかけて用途廃止を進める必要があり、そのためにも入居者へ早期に事業計画の説明を行い、住替えに関する協議を早期に開始する必要がある。 また、既に5棟の建物は解体済みで更地となっているが、視察結果のとおり未利用となっている。更地となっている土地のうち一部は単独での活用や売却が可能と思われる土地も含まれているため、長野市として単独で活用するのか、それとも他の土地と一体で活用するのか等、早期に活用方針を決定すべきである。</p>	<p>入居者に対して、今年度中に事業計画の説明を行い、住替えに関する協議を開始する予定である。 また、今後、残りの建物の解体を進めるうえで、優先順位を含め、単独での活用や売却が可能と思われる土地も合わせ、総合的に検討を行っていく。</p>	<p>令和4年度から入居中の11戸と住み替え移転交渉を開始し、令和6年2月時点で6戸が入居中となっている。 引き続き、移転交渉を進めていくとともに、退去済の住戸を順次解体し、売却を進めていくこととした。</p>	<p>住宅課</p>
<p>【意見47】(報告書123～124ページ)</p> <p>未利用であるため早期に活用方針を決定すべき 〔事実〕施設番号 2366 施設名称 市営住宅 川中島団地 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 市営住宅川中島団地の跡地は、未利用の状況であるため、未利用地等有効活用検討委員会等で早期に活用方針を決定すべきである。 また、市営住宅川中島団地跡地は、住宅地に立地し既に民間業者からの問い合わせが来ている状況であることから、長野市の公共施設マネジメントの「新規整備の抑制」の基本方針も踏まえ、土地の売却の可能性について優先して検討すべきである。</p>	<p>未利用地等有効活用検討委員会において、「立地や形状が良いことから売却(貸付)方針とする」ことが決定(令和4年2月)したため売却に向けて、条件整備を進めている。</p>	<p>令和4年8月に敷地の東側の一部を分筆し、北側隣接者へ随意契約により売却した。 令和4年11月に残りのすべての土地について民間事業者へ一般競争入札で売却し、全ての土地の売却が完了した。</p>	<p>住宅課</p>
<p>【意見48】(報告書125～126ページ)</p> <p>未利用地のため一時利用を含む有効活用の方法を継続的に検討すべき 〔事実〕施設番号 2308 施設名称 今井ニュータウン(普通財産) (以下省略) 施設番号 2308 施設名称 今井ニュータウン(行政財産) (以下省略)</p> <p>〔意見〕 今井ニュータウンの未利用地約7,000㎡については、将来の公共事業の代替地として活用する方向性が打ち出されているものの、活用時期が未定であるため一時利用を含む有効活用の方法を継続的に検討すべきである。</p>	<p>公共事業の代替地として活用するまでの一時利用を含む当面の活用策について、継続的に検討していく。</p>	<p>一部は駐車場として既に活用しているが、他の未利用地についても、引き続き公共事業の代替地として活用するまでの一時利用を含む当面の活用策について、継続的に検討していく。</p>	<p>住宅課</p>
<p>【意見49】(報告書127ページ)</p> <p>北市倉庫の土地の有効活用を検討すべき 〔事実〕施設番号 2355 施設名称 住宅課 北市倉庫 (以下省略)</p> <p>〔意見〕 今後、公共施設マネジメントの個別計画を実施することにより、遊休となる施設が増えることが想定されるため、当該北市倉庫から資材や工具器具等を他の遊休施設等に移転し、土地を有効活用することを検討すべきである。</p>	<p>住宅課では、市営住宅の管理を現在の指定管理制度から管理代行制度への移行に向けて、委託する業務内容などを検討している。その中で北市倉庫の在り方と遊休地への移転が可能か否かについて検討していく。</p>	<p>市営住宅の管理を管理代行制度へ移行する際に、委託業務の内容を検討する中で、当面の間は市でも一定の資材や工具器具等を使用する状況が予想されることから、その保管場所の確保が必要であるとの結論に至った。 また、他の遊休施設への移転については、現状では適地が見当たらないため、北市倉庫を継続して活用していくこととした。</p>	<p>住宅課</p>